

議案第67号

幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

幕別町子ども医療費助成条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「被保険者証又は組合員証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等又は医療保険各法の規定により交付を受けた書面（組合員若しくは被保険者若しくはそれらの被扶養者（以下「被保険者等」という。）の資格に係る情報として主務省令で定める事項を記載したものをいい、当該事項を電磁的方法により提供を受け、主務省令で定める方法により表示したものを含む。）の提示により給付の対象者であることの確認を受けた上、」に改める。

第8条第3号中「組合員証若しくは被保険者証の番号」を「被保険者等の資格を管理するための記号・番号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。